

ごみの少量排出事業者制度の改正

アナ： 「市長が語る 2018 三島」第 22 回の今日は、「ごみの少量排出事業者制度の改正」についてお話を伺います。豊岡市長、よろしく申し上げます。

市長： よろしく申し上げます。

アナ： はじめに、少量排出事業者制度がどのような制度なのか教えてください。

市長： 事業活動に伴うごみは、本来、事業者自らの責任で処理するよう廃棄物処理法で定められていますが、三島市では小規模店舗などに配慮し、1 回のごみ排出量が 10kg 以下であれば、所定の手続きを行っていただいた後、地域の集積所へのごみ出しが可能となり、市の収集によりごみを処理することができます。これが少量排出事業者制度です。

アナ： 事業者が出すごみが少量であれば地域の集積所にごみ出しができるという制度ですね。今回、制度を改正するに至った経緯を教えてください。

市長： 改正前の制度では、「事業者自らの責任でごみを処理する」という法の趣旨に適應していない状況となっておりました。また、少量排出事業者制度を利用する事業者は、ごみ処理費用を負担しないで家庭用のごみ袋でごみを出すことができるため、ごみの減量への意識が働きにくく、三島市のごみ量が多い一因となっていると考えられます。さらに、清掃センターに直接ごみを搬入して手数料を納めていただいている事業者と費用負担の面で公平性を欠く状況にあります。

このような問題点があるため、市の諮問機関である三島市廃棄物処理対策審議会から制度を改正するよう答申があり、平成 29 年市議会 11 月定例会に、審議会の答申内容に沿った制度改正にかかる条例案を提出し、議決をいただきました。

アナ： そうですか。確かに、三島市では家庭用のごみ袋で集積所に出しているお店をよく見かけますが、それが普通のことであると思っていました。そのような問題点があったのですね。それでは、どのように制度が改正されたか、その内容と施行時期について教えてください。

市長： 改正内容は 2 点あります。

まず 1 点目ですが、本年 4 月 1 日から新たな届出制度がスタートしています。

少量排出事業者制度を利用する場合、改正前は届出書だけを市に提出することとしておりましたが、4 月 1 日以降は、集積所を管理する「自治会長等の承諾書」と「集積所の位置図」を、届出書に添付することが必要になりました。

まだ届出されていない事業者の皆さまにおかれましては、早急に廃棄物対策課まで届出書類の提出をお願いいたします。

次に 2 点目ですが、本年 10 月 1 日から少量排出事業者の皆さまが集積所にごみを出す際には、黄色い市指定の事業者用ごみ袋の使用が必要になります。

事業者用ごみ袋は、9月1日から市内のスーパーや小売店で販売を開始します。金額は10リットル袋が1組10枚入りで200円、20リットル袋が400円、30リットル袋が600円、45リットル袋が900円となります。

販売店につきましては、既に、市内事業者の皆さまに直接ご通知しておりますが、市のホームページにも掲載されていますのでご確認いただければと思います。

アナ： 黄色いごみ袋ですか、それならば事業者が出したものと一目で分かりますね。ごみ袋の売上金は何に利用されるのですか？

市長： 市全体のごみ処理には通常時でも年間約10億円という多くの費用が必要になります。事業者用ごみ袋の売上金につきましては、ごみの収集運搬費や清掃センターの維持管理費などのごみ処理費用に充てさせていただきます。少量排出事業者の皆さまには、法の趣旨や改正後の制度にご理解をいただき、10月1日からは、事業者用ごみ袋を使用させていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

アナ： ごみ処理には多くのお金を必要とするのですね。少量排出事業者の皆さまには、ぜひ新たな制度にご協力いただきたいですね。その他にお知らせすることがありましたらお願いします。

市長： 三島市のごみ量は、市民や事業者の皆さまのご協力により年々減少してはおりますが、未だ国や県の平均を上回っている状況です。ごみの減量につきましても、引き続き皆様のご協力をお願いいたします。

アナ： 豊岡市長、本日はありがとうございました。

市長： ありがとうございました。